

猪名川町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

令和 8 年 2 月 1 2 日

教育委員会要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和 7 年 1 2 月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、猪名川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第 2 条 猪名川町認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 猪名川町を拠点として、スポーツ又は文化芸術の活動の場を提供すること。
- (3) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (4) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (5) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (6) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (7) 適切な運営体制が確保されていること。
- (8) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、教育委員会が認定制度の別紙 1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。

3 第 1 項第 4 号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙 2「「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。

(認定申請)

第 3 条 猪名川町認定地域クラブ活動の認定の申請は、猪名川町認定地域クラブ活動誓約

書兼申請書（様式第 1 号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、猪名川町認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第 2 号）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を教育委員会に提出することにより行うものとする。

- 2 教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動団体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第 4 条 教育委員会は、前条第 1 項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第 2 条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

- 2 前項の規定により認定を受けた地域クラブ活動は「猪名川町認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

第 5 条 教育委員会は、前条第 1 項の規定による認定をしたときは、猪名川町認定地域クラブ活動認定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前条第 1 項の規定による認定をしないこととしたときは、猪名川町認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第 6 条 猪名川町認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

（変更の届出）

第 7 条 地域クラブ活動団体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに猪名川町認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第 5 号）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止の届出）

第 8 条 地域クラブ活動団体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに猪名川町認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第 6 号）により教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第 9 条 地域クラブ活動団体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに猪名川町認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第 7 号）により教育委員会に申

し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、猪名川町認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- (3) 地域クラブ活動団体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、猪名川町認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第8号）により、地域クラブ活動団体に通知するものとする。

(猪名川町認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第11条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、猪名川町認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(猪名川町認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 教育委員会は、猪名川町認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援（学校施設等の優先利用等）
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の許可

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

猪名川町教育委員会 様

団体名

代表者氏名

猪名川町認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

猪名川町認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「猪名川町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第 3 条第 1 項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 猪名川町認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体 名（うち、中学生 名）
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
9	募集対象区域（エリア）	
10	活動時間及び活動場所	
11	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費： 円／月 or 年 保険料： 円／年 その他： 円／年
12	添付書類	① 猪名川町認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号） ② 団体の規約又は会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ） ⑤ 誓約書

猪名川町認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

次の認定要件に当てはまることを確認してください。

＜クラブの活動方針や指導方針に関すること＞

- ☐ 勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。
- ☐ 暴力・体罰・セクハラ等の行為は、生徒の人権を著しく侵害するものであることを理解し、子どもファーストの考えの下、人権を尊重して活動を行うこと。
- ☐ 長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるような活動日数及び活動時間を設定すること。
- ☐ 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息時間等を設定すること。

【休養日及び活動時間の基準】猪名川町立中学校における部活動ガイドライン

○平日

1日2時間程度以内の活動で、週1回以上を休養日とする。

○休養日（土・日曜日及び祝日）

1日3時間程度以内の活動とし、週1回以上休養日とする。

- ☐ 施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。
- ☐ 上記要件を遵守しない団体に対して、町立施設の利用を制限する場合があります。

＜クラブの組織に関すること＞

- ☐ 活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- ☐ 猪名川町教育委員会が主催する指導者研修を受講すること。
- ☐ 児童生徒が安心・安全に活動できるようクラブ運営をすること。
- ☐ 持続可能なクラブ運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- ☐ 誰もが参加できる参加要件になっていること。
- ☐ 競技性や成果のみに偏重したり技量に基づく選抜等を行わないこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

猪名川町教育委員会 様

団体名

代表者氏名

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

猪名川町教育委員会

猪名川町認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった猪名川町認定地域クラブ活動の認定申請について、「猪名川町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 留意事項

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

猪名川町教育委員会

猪名川町認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付で申請のあった、猪名川町認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「猪名川町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 不認定の理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

猪名川町教育委員会 様

団体名

代表者氏名

猪名川町認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付で猪名川町認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「猪名川町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 変更事項

3. 変更年月日

4. 変更内容 (新)
(旧)

5. 変更の理由

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

猪名川町教育委員会 様

団体名

代表者氏名

猪名川町認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付で猪名川町認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、「猪名川町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第 8 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

猪名川町教育委員会 様

団体名

代表者氏名

猪名川町認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付で猪名川町認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、「猪名川町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第9条の規定により下記のとおり猪名川町認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの申出の理由

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

様

猪名川町教育委員会

猪名川町認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付で猪名川町認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「猪名川町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第10条の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定取消しの理由

誓約書

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年 月 日

住 所

氏 名